

この書類はすべて、登録する本人が自署にて記入してください。
登録する印鑑も必ず持ってきてください。

代理人選任届

代理人 住所 さいたま市浦和区高砂3丁目●●-●
氏名 △△ △△
明・大・昭平・令 ●●年 ●月 ●日生

私は上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

委任事項

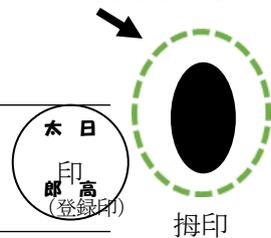
- | | |
|--|----------------------|
|  1 印鑑登録の申請をすること | 4 印鑑登録廃止の申請をすること |
| 2 回答書の持参及び印鑑登録証受領のこと | 5 印鑑登録証亡失届をすること |
| 3 印鑑登録証引替交付申請及び印鑑登録証受領のこと | 6 印鑑登録原票登録事項変更届をすること |

(委任者は委任する事項の番号を丸でかこみ、その番号に登録する印鑑を押してください。
なお、委任事項1、2については、同時に処理することはできません。委任事項1と4の
手続きを同時に行う場合、または委任事項1と5の手続きを同時に行う場合には、この書
類一枚で兼ねることができます。)

令和 ●年 ●月 ●日

委任者 住所 日高市 大字南平沢●●●●-●
(登録者)
氏名 日高太郎
(本人署名)
明・大・昭平・令 ●●年 ●月 ●日生

本人が自署できない場合は
必ず本人の拇印を押してください



【委任者(登録者)が病気等の理由で自署できない場合は、拇印を押し、代筆者に記入していただきます。】
委任者(登録者)本人が 〇〇(病状)により 字が書けないので、本人指示のもと、委任状を代筆しました。

代筆者 住所 さいたま市浦和区高砂3丁目●●●●-●
氏名 △△ △△ 印
生年月日 明・大・昭平・令 ●●年 ●月 ●日生

(あて先) 日高市長

- ※ 注意 ・ 委任事項1の場合、登録する印鑑、2の場合、登録申請した印鑑、3、4の場合は登録してある印鑑を使用してください。ただし、登録印鑑亡失による登録廃止の申請の場合は認印を使用してください。
- ・ 偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、罰金・懲役(刑法157条・159条)や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。